

平成22年9月3日

食品表示に関する行政評価・監視 —監視業務の適正化を中心として— <評価・監視結果に基づく勧告>

ポイント

近年、食品表示に対する一般消費者の信頼を低下させる事件が頻発していることから、関係機関による食品表示監視業務の実態を調査し、次の事項を消費者庁及び農林水産省に勧告

1 食品表示に関する監視業務の適正化

消費者庁は、改善の現地確認を確実に行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう都道府県等を指導すること 等
農林水産省は、①立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化すること、②国と都道府県との役割分担を踏まえ、県域事業者に対する任意調査・巡回調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、国は都道府県を補完する観点から実施すること 等

2 一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理の推進

3 食品表示の信頼回復に向けた取組の推進

4 地方農政局・地方農政事務所における食品表示監視業務担当の合理的な要員の配置

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

○ 調査の背景と勧告事項（概要）

背景

- ① 食品表示は、一般消費者が食品の品質を正しく理解した上で食品を選択し、消費するための重要な情報を一般消費者に提供するものであることから、一般消費者にとって必要な情報が分かりやすく、かつ、正しく表示されていることが不可欠
- ② このため、食品表示については、JAS法（注1）、食品衛生法、景品表示法（注2）及び健康増進法の関係法律の目的に沿って、国の行政機関、都道府県等の関係機関による立入検査等のほか、食品表示等に関して委嘱された各種のモニター等により、日常的な監視を実施
- ③ しかし、近年、食品表示に対する一般消費者の信頼を低下させる事件が頻発していること、各種世論調査において、国民の食品表示に対する信頼が低下していることが明らかになっていること等から、食品表示に対する信頼の回復が急務



調査の内容等

- 本行政評価・監視は、関係機関による食品事業者に対する食品表示監視業務の適正化及び食品表示に対する信頼の回復に向けた取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施
- 対象機関
(行政評価・監視対象機関)
公正取引委員会、消費者庁、厚生労働省（注3）、農林水産省
(関連調査等対象機関)
都道府県(9)、保健所設置市(8)、特別区(1)、関係団体等
- ただし、本勧告は、平成18年度及び19年度のデータに基づき調査したものである。今後、地方農政局等を含む国の出先機関については、地域主権戦略大綱に基づき、抜本的な改革を行うべく議論がなされており、当該抜本的改革に資する限りにおいて、活用されるべきもの

(注)1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

2 不当景品類及び不当表示防止法

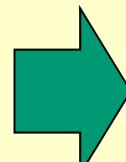
3 平成21年9月1日の消費者庁の設置に伴い、景品表示法は、公正取引委員会から消費者庁に移管された。

また、食品衛生法に基づく食品の品質表示基準の設定、その監視指導・行政処分等の事務及び健康増進法に基づく誇大表示の禁止、勧告・命令等の事が、厚生労働省から消費者庁に移管された。

さらに、JAS法についても、食品等の表示基準の設定、これを遵守させるための措置命令等の食品表示に関する事務の一部が、農林水産省から消費者庁へ移管された。

勧告事項

- 1 食品表示に関する監視業務の適正化
- 2 一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理の推進
- 3 食品表示の信頼回復に向けた取組の推進
- 4 食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し



左記の観点から具体的な改善策を勧告

- 勧告日：平成22年9月3日
- 勧告先：消費者庁、農林水産省

○ 主な問題点と勧告事項等（概要）

制度・仕組み

JAS法等

- 立入検査 (JAS法第20条第3項、第23条第2項及び同法施行令第12条第1項)
 - ・ 農林水産大臣・都道府県知事は、法律の施行に必要な限度において、小売店舗等に立ち入り、表示状況、関係帳簿・書類等を検査。拒否等に対抗する手段あり。
- 任意調査(農林水産省設置法)
 - ・ 調査事項は、JAS法に基づく立入検査と同じ。拒否等に対抗する手段なし。
- 巡回調査(農林水産省設置法)
 - ・ 食品表示が適正に表示されているか、日常的に調査
- 農林水産省と都道府県の役割分担
(立入検査の場合)
 - ・ 農林水産省 ⇒ 原則として、広域事業者
 - ・ 都道府県 ⇒ 県域事業者【自治事務】

食品衛生法

- 食品等事業者に対する監視指導は、国の指針等に基づき、都道府県等が実施
 - ・ 都道府県知事等は、職員に営業の場所等に臨検(立入検査)し、販売する食品等を無償で収去(収去検査)させることができる。(法28条第1項)
- 基準違反等を発見した場合の対応方針
 - ・ 違反が軽微で直ちに改善が図られるもの以外は、書面により改善指導を行うこと。(国の指針)
 - ・ 違反業者等の改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うこと。(厚生労働省通知)

景品表示法

- 消費者庁長官は、一般消費者からの情報提供、立入検査(法第9条第1項)等を通じて、不当表示を把握し、次の措置を実施
 - 「措置命令」: 不当表示に該当する行為の差止め、再発防止に必要な事項、これらに関する公示等の命令(法第6条)
 - 「警告」: 違反するおそれのある事実が認められる行為に対する行政指導
 - 「注意」: 違反につながるおそれのある行為に対して口頭指導

※健康食品の誇大表示を禁止している健康増進法も調査

主な問題点

農林水産省

- ① 立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての明確な判断基準がなく任意調査の占める割合が99% (2,466件中2,445件)
(協力が得られず解明できなかった任意調査を、立入検査に移行せず終了した例)
- ② 本来、都道府県が実施すべき県域事業者に対する任意調査が58% (抽出した県域事業者に対する任意調査320件中187件。このうち96件は、単独実施、かつ都道府県から口頭で調査依頼を受けたとしているものや事前調整の文書がないもの等)
また、巡回調査では農林水産省と府県が二重に調査を実施している例あり。
- ③ 疑義情報を把握してから速やかに立入検査等が行われていないものあり。
(県から調査依頼を受けたが失念し、任意調査までに199日要している例)
- ④ 9農政局・事務所の取扱実績に格差あり。
(最大と最小を比べると、立入検査・任意調査4.2倍、巡回調査2.0倍)

消費者庁

- ① 都道府県等が立入検査で発見した食品衛生法に基づく基準違反等の改善の現地確認が行われていない、又は確認までに長期を要している。
- ② 他の食品表示関係機関から回付を受けた景品表示法に係る情報は、システム障害等の影響から、速やかに処理されていないものあり。

主な勧告事項

農林水産省

- ① 今後は、立入検査の権限を行使し事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化すること。
- ② 任意調査・巡回調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して任意調査・巡回調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に文書で調整し、都道府県を補完する観点から実施すること。
- ③ 疑義情報を把握した場合は、速やかに立入検査・任意調査等を実施すること。
- ④ 当省の調査結果を踏まえ、各農政局・事務所の食品表示監視業務の業務量を検証し、各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、合理的な要員の配置を図ること。

(JAS法関係)

消費者庁

- ① 改善の現地確認を確実に行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう都道府県等に対して指導し、その結果について確認・点検を実施すること。(食品衛生法関係)
- ② 疑義情報の措置を迅速に行うことを徹底するため、その結果について確認・点検を実施すること。

(景品表示法関係)

1 食品表示に関する監視業務の適正化

(1) JAS法等に基づく監視業務

ア 立入検査・任意調査

制度・仕組み

○ 立入検査 (JAS法第20条第3項)

品質表示基準が定められている生鮮・加工食品の製造業者等の店舗等に立ち入り、表示状況、関係帳簿・書類等を検査 <拒否等に対抗する手段(罰則)あり>

○ 任意調査 (農林水産省設置法)

調査事項は上記の立入検査と同じ。

事業者の協力を得て実施<拒否等に対抗する手段なし>

○ 農林水産省と都道府県の役割分担

JAS法に基づく品質表示基準の違反に係る県域事業者に対する立入検査については、

・農林水産省 ⇒ **広域事業者**(主たる店舗等が複数都道府県の区域内にある製造業者等)の改善指示を実施するために必要な場合

・都道府県 ⇒ **県域事業者**(主たる店舗等が一の都道府県の区域内のみにある製造業者等)の所在地を管轄する都道府県

【自治事務】

調査結果

報告書 p 2 ~12

9農政局・事務所を調査した結果、

① 立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての明確な判断基準がなく、任意調査の占める割合が99% (2,466件中2,445件)

→ 産地偽装の疑いで任意調査を行ったものの、相手方から協力が得られないとして、疑義を確認できないまま処理を終えている例あり

② 農林水産省と都道府県の役割分担が不明確なものあり。 本来、都道府県が実施すべき県域事業者に対する任意調査が58%

(抽出した県域事業者の任意調査320件中187件)

→ この中には、

農政局・事務所が単独で調査を実施しているが、文書によらず口頭(電話)で調査依頼を受けたとしているもの、事前調整の文書がない又は内容が不適切なもの (187件中96件(8局所))

また、調査依頼を失念していたなどの理由から、疑義を把握してから任意調査までの期間が120日間以上要しているものあり(4件:最長199日)

③ 疑義情報を把握してから速やかに立入検査・任意調査が行われていないもの

(7日間以上を要しているもの → 立入検査:21件中7件、任意調査:487件中237件(最長135日))

勧告要旨

- ① 今後は立入検査の権限行使し事実を検証する必要性を考慮し、立入検査又は任意調査のいずれを実施するかについての判断基準を明確化すること。
- ② 任意調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して任意調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に文書で調整し、都道府県を補完する観点から実施すること。
- ③ 疑義情報を把握した場合は、速やかに立入検査、任意調査等を実施すること。

(農林水産省)

イ 巡回調査

制度・仕組み

○ 巡回調査（農林水産省設置法）

- 農政局・事務所の担当職員が、生鮮食品を販売している広域事業者・県域事業者の店舗等を対象に、食品表示が適正に表示されているか、日常的に調査
- 一般調査(通年)と特別調査(期間限定)の2種
- 都道府県においても、調査した9都道府県のうち、7道府県が実施

(一般調査の内容)

- 表示実施状況調査 ⇒ 表示事項の欠落の有無を目視で確認
- 真正性確認調査 ⇒ 品目の名称及び原産地の表示の根拠を帳票類により確認

○ 食品表示ウォッチャー

- 農林水産省から委嘱を受けた一般消費者が、日常の買い物を通じて、不適正な食品表示を確認した場合に情報提供
- 全国で約1,000人を委嘱
- 都道府県においても約4,000人を委嘱

調査結果

報告書 p 28~39

9農政局・事務所を調査した結果、

① 調査で発見した不適正表示に処理の遅れや事務処理が不適切なものあり。

→ 不適正表示の発見(県域事業者)から都道府県に情報提供を行うまでの期間が5日間を超えてるもの(153件中93件) 等

② 県域事業者に対する巡回調査が約50% (H18:50.6%、H19:49.8%、H20:47.9%)

→ この中には同一年度に農林水産省と府県が二重に調査を実施している例あり(調査を行った7局所中3局所(1万727件中62件))

③ 小売店舗の表示実施状況調査については、食品表示ウォッチャーの活用推進、アウトソーシングの活用検討が必要

→ 表示の欠落発見率※をみると、平成18年度、19年度とも、農林水産省の20年度の目標値(20%以下)を達成 (H18:10.9%、H19:10.5%)

→ 表示実施状況調査は店頭での目視による調査 ⇒ 石川県では消費者団体に委託 同県は中間流通業者(卸売業者等)を中心に調査を実施

※ 調査した店舗のうち表示の欠落を発見した店舗の割合

勧告要旨

- 一般調査で発見した不適正表示の処理の遅れや不適切な事務処理について、点検する仕組みを設けること。
- 巡回調査は、原則として、県域事業者に関しては都道府県が、広域事業者に関しては国が実施するという役割分担を踏まえ、国が県域事業者に対して巡回調査等を行う場合は、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、事前に文書で調整し、都道府県を補完する観点から実施すること。その際、国と都道府県で調査が重複しないように行うこと。
- 小売店舗の表示実施状況調査については、最近の適正表示率の向上を踏まえ、食品表示ウォッチャーの活用を推進し、アウトソーシングの活用を検討するとともに、農政局・事務所は、中間流通業者を中心に調査を実施すること。

(農林水産省)

(2) 食品衛生法に基づく監視業務

制度・仕組み

- 国内の食品等事業者に対する監視指導は、基本的に都道府県・保健所設置市・特別区が実施
 - ・ 都道府県知事等は、国の指針に基づき、毎年度、翌年度の「都道府県等食品衛生監視指導計画」を定めなければならない。(法第24条第1項)
 - ・ 都道府県知事等は、その職員に営業の場所等に臨検(立入検査)し、販売する食品等を無償で収去(収去検査)させることができる。(法28条第1項)
- 食品表示に関する重点監視指導項目
 - ・ アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底(指針)
 - ・ 科学的・合理的な根拠なく、消費期限を超えた期限の表示等、不適切な期限表示の有無(厚生労働省通知) 等
- 基準違反を発見した場合の対応方針
 - ・ 違反が軽微で直ちに改善が図られるもの以外の法違反については書面により改善指導を行うこと(指針)
 - ・ 違反業者等の改善措置状況の確認及びその記録を適切に行うこと(厚生労働省通知)

勧告要旨

- ① 重点監視指導項目の内容が実施されるよう、また、基準違反等を発見した場合の対応方針の確実な実施について都道府県等に助言すること。
- ② 検査品目について、食品種類別に検査品目数及び違反品目数を記録し、可能な範囲でその違反率の検証を行うよう都道府県等を指導すること。
- ③ 食品表示基準違反等の改善の現地確認を確実に行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう都道府県等を指導し、その結果について確認・点検すること。
- ④ 食品表示基準違反等に関する事務処理・措置及び他の都道府県等からの通報に関する事務処理を適切に行うとともに、これらを点検する仕組みを設けるよう都道府県等を指導し、その結果について確認・点検すること。

調査結果

報告書 p 53~59

18都道府県等の保健所の監視業務を調査した結果、

- ① 重点監視指導項目及び基準違反を発見した場合の対応方針が、都道府県等食品衛生監視指導計画に明記されていない。
 - 「アレルギー物質を含む食品に関する表示の徹底」が記載なし(4県市)
 - 「違反が軽微で、直ちに改善が図られるもの以外は書面により改善指導を行うこと」が記載なし(4都県市) 等
- ② 検査した食品種類別に検査品目数及び違反品目数を記録しておらず、品目ごとの違反率等が検証できない。(16道県市区)
- ③ 基準違反等の改善の現地確認が行われていない、又は確認までに長期を要している。
 - 改善の現地確認を行っていない(記録なしを含む)(1,062件中825件(77.7%))
 - 改善の現地確認までに31日以上要している(237件中81件(34.2%))
- ④ 違反事業者に対する事務処理、他の都道府県等への通報案件の事務処理が不適切
 - 検査結果の記録が残されていない、又は具体的な違反内容、指導内容等が未記載(3都道市:98件) 等

(注) 18都道府県等における平成19年度の食品衛生監視員1人当たりの立入検査実施施設数は、932.9施設となっている。

(3) 景品表示法に基づく監視業務

制度・仕組み

事業者が供給するすべての商品・役務の不当表示を禁止

- ・優良誤認表示(法第4条第1項第1号)
- ・有利誤認表示(法第4条第1項第2号)
- ・内閣総理大臣が指定する不当表示(注)(法第4条第1項第3号)

(注) 無果汁の清涼飲料水等及び商品の原産国の不当表示

→ 一般消費者からの情報提供、立入検査(法第9条第1項)
等を通じて、不当表示を把握

(不当表示に対する行政指導・処分)

「措置命令」：不当表示に該当する行為の差止め若しくはその行為
が再び行われることを防止するために必要な事項又
はこれらの実施に関連する公示等の命令(法第6条)

「警告」：措置命令をするには及ばないが、違反するおそれ
のある事実が認められる行為に対する行政指導

「注意」：違反するおそれの具体的な事実は認められないが、
違反につながるおそれのある行為に対して口頭指導

調査結果

報告書 p 90~92

○ 景品表示法を所管していた公正取引委員会の監視業務の実績 (平成19年度)

- i) 一般消費者等からの申告の受付 1,549件
- ii) 公正取引委員会による職権探知 305件 (注1)
- iii) 消費者モニターからの報告 1,188件 (注2)
- iv) 不当表示等を行った事業者に対する排除命令 ... 56件 (注3)
- ・警告(19件) ・ 注意(482件)

○ 上記 i ~ iv の食品表示に係る実績が把握、整理されておらず、食 品表示に関する案件の分析及びその結果を関係機関と情報共有する 取組も行われていない。

- (注) 1 新聞折り込みチラシ等から不当表示等を自ら探索すること。
2 公正取引委員会が運営していた消費者モニター業務は、消費者庁に移管され、その名称
も「景品・表示調査員」に変更された。
3 不当表示を行った事業者に対する「排除命令」は、景品表示法が消費者庁に移管された
ことに伴い、「措置命令」に名称が変更された。
4 上記 i から iv は、「表示事件」に係る実績である。

勧告要旨

食品表示に対する信頼回復に向けて、行政の透明性の向上を図る観点から、景品表示法に基づく食品表示案件に係る件数を把握、整
理するとともに、その分析・公表を行い、関係機関との情報の共有を推進すること。 (消費者庁 ※)

※ 消費者庁の設置(平成21年9月1日)に伴い、景品表示法に係る事務は、公正取引委員会から消費者庁に移管された。

2 一般消費者等から提供された情報の迅速かつ適切な処理の推進

制度・仕組み

- 消費者庁(景品表示法、JAS法、食品衛生法及び健康増進法を所管)、農林水産省(JAS法を所管)、都道府県等の食品表示行政の担当部局等は、一般消費者等から不適正な食品表示に関する情報を受け付け、必要な措置を講じている。
- 不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報の共有・意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応をとることとされた。

「生活安全プロジェクト」に関する関係閣僚会合(平成19年12月17日)における、国民の生活の安心を確保するため、緊急に講ずる具体的な施策

調査結果

報告書 p 98~103

[農林水産省]

- ① 食品表示110番の窓口で電子メールによる受付が未実施 (9局所中3局所)
- ② 食品表示110番に情報提供のあった疑義情報について、進行管理が適正に行われていないものあり。(9局所の552件中170件(30.8%))

[消費者庁]

- ① **食品衛生法関係**
疑義情報を受け付けてから、現地確認までに7日間以上を要しているもの
(18都道府県等の377件中58件(15.4%))
疑義情報を受け付けてから、関係機関に回付するまでに5日間を超えるもの
(17都道府県等の183件中10件(5.5%))
- ② **健康増進法関係**
疑義情報を受け付けてから、関係機関に回付するまでに5日間を超えるもの
(5地方厚生局の6件中2件、3都道府県等の4件中3件)
- ③ **景品表示法関係**
消費者庁が設置された後の他の食品表示関係機関から回付を受けた情報の処理状況をみると、システム障害等の影響から、速やかに処理されていないものあり(平均処理期間14.5日)

勧告要旨

- ① 農政局・事務所における食品表示110番の受付及び周知の方法の実態を把握するとともに、一般消費者等の利便に資するため、電子メールによる情報の受付や窓口の周知を統一的に実施するよう指示すること。
② 農政局・事務所が受け付けた疑義情報の処理について、自己点検等の確実な実施を徹底するとともに、内部監査を実施すること。 (農林水産省)

- ① 他の機関から回付を受けた疑義情報に係る措置を迅速に行うことを徹底するため、その結果について確認・点検を実施すること。
② 都道府県等の食品衛生法担当部局に対し、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、その事実確認等を行った上で現地確認を迅速に行うこと及び関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導するとともに、その結果について確認・点検を実施するよう指導すること。
③ 地方厚生局及び都道府県等の健康増進法担当部局に対し、一般消費者等から提供を受けた疑義情報について、関係機関に迅速に回付することを徹底するよう指導すること。 (消費者庁)

3 食品表示の信頼回復に向けた取組の推進

(1) 科学的・合理的な食品期限表示の設定の取組

制度・仕組み

不適切な期限表示等に係る諸問題が発生(19年1月以降)

- 食品事業者は、微生物試験、理化学試験、官能試験等含め、科学的・合理的な根拠に基づいて期限を設定することが必要
→ 厚生労働省通知（平成19年1月）
 - 消費期限・賞味期限の見直しは、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」(平成17年2月)等を踏まえ、微生物試験、理化学試験及び官能試験の結果等に基づき、科学的、合理的に行うこと。
 - 製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、製造又は加工する工場等に備え付けておくこと。

調査結果

報告書 p 123～125

- ① 事業者が科学的・合理的根拠に基づいた食品期限表示の設定を行っていないとしているもの(27事業者中4事業者)
この中には、期限表示の義務付けは承知しているが、科学的・合理的な設定の必要性を承知していないもの(2事業者)
- ② 科学的・合理的な食品期限表示を設定しているが、製品の期限設定の一覧とその根拠を作成し、工場等に備え付けていないもの(23事業者中5事業者)

勧告要旨

食品等事業者における科学的・合理的な食品期限表示の設定について、その周知徹底を図ること。その際、実態把握を推進すること。
(消費者庁 ※)

※ 消費者庁の設置(平成21年9月1日)に伴い、食品衛生法第19条に定める食品に係る表示基準(期限表示を含む。)の設定等の事務は、厚生労働省から消費者庁に移管

(2) コンプライアンスの徹底の取組

制度・仕組み

食品表示に関する事件が相次いで発生(19年1月以降)

- 農林水産省は「食品の信頼確保・向上対策推進本部」を設置し、「食品業界の信頼性向上自主行動計画策定の手引き(5つの基本原則)」を作成(平成20年3月)
→ 食品事業者団体に対し、それぞれ「信頼性向上自主行動計画」を策定して実際の行動に移すことを要請
- (農林水産省の取組目標)
 - 平成20年度中に「信頼性向上自主行動計画」を180団体以上で策定
 - 平成22年度までに7割以上の中小食品事業者において「企業行動規範」を策定

調査結果

報告書 p 132～133

- ① コンプライアンスの徹底に向けた取組を行っていないもの(27事業者中10事業者)
- ② コンプライアンスの徹底に向けた取組は行っているが、「企業行動規範」を策定していないもの(17事業者中5事業者)
- ③ 上記①及び②の15事業者のうち、事業者団体に加盟している13事業者中には、
 - ・ 農林水産省が食品事業者団体を通じたコンプライアンスの徹底に向けた取組を行っていることを承知していないもの(2事業者)
 - ・ 加盟団体から「モデル行動規範」の配布を受けていないもの(9事業者)

勧告要旨

「信頼性向上自主行動計画」に基づいて食品事業者団体が行う食品事業者に対するコンプライアンスの徹底の取組について、効果を検証するとともに、その徹底に関して、より一層の取組を促すこと。
(農林水産省)

4 食品表示監視業務の業務量の検証及びこれに合わせた要員配置の見直し

農林水産省の食品表示監視業務

- 平成14年1月に発生した食肉卸売会社による食肉表示偽装事件と、その後続発した数々の食品表示違反に対応するため、平成15年7月、農林水産本省に消費・安全局、地方農政局に消費・安全部を設置
また、食糧事務所を地方農政事務所に改編し、消費・安全部を設置、全国に食品の表示・規格に関する監視・指導を行う職員を配置
- 全国の農政局・事務所に約1,700人の食品表示監視業務担当者を配置(平成20年8月1日現在)
※ 内閣府沖縄総合事務局を除く

調査結果

報告書 p 138~142

9農政局・事務所の平成18年度及び19年度の立入検査・任意調査、巡回調査及び食品表示110番業務を調査した結果、その取扱実績(注)に較差あり。

(19年度の場合)

- ・ 立入検査・任意調査 4.2倍 (最大 5.0件、 最小 1.2件)
- ・ 巡回調査 2.0倍 (最大49.3店舗、最小25.2店舗)
- ・ 食品表示110番業務 4.2倍 (最大46.2件、 最小10.9件)

(注) 取扱実績を担当者数で除した数値を比較した。

○ 9農政局・事務所の立入検査・任意調査及び巡回調査の取扱実績の比較(指数)

農政局・事務所	北海道	東北	東京	北陸	東海	大阪	広島	香川	福岡	最大・最小の比較
立入検査・任意調査	53.3	92.3	67.8	100.0	70.6	23.4	40.4	65.6	83.8	4.2倍
巡回調査	78.5	71.4	81.9	83.8	100.0	72.0	61.9	51.1	74.8	2.0倍

(注) 指数値は、取扱実績を担当者数で除した数値が最も高い農政局・事務所を100としたもの

勧告要旨

農林水産省は、当省の調査結果を踏まえ、次の措置を講じる必要がある。

- ① 各農政局・事務所における食品表示の監視業務の担当者の取扱実績に較差が生じていることなどを踏まえた業務量の適切な検証を行うこと。
- ② 各農政局・事務所における要員の配置を見直すとともに各農政局・事務所間の要員の配置を均衡にする中で要員の合理化を図るなど、農政局・事務所全体の合理的な要員の配置を図ること。

(農林水産省)

[本件連絡先]

総務省行政評価局 農林水産、環境担当評価監視官室

評 価 監 視 官 : 熊 田 和 仁

調 査 官 : 田 部 昭 雄

上席評価監視調査官 : 末 光 一 成

電話 (直 通) 03-5253-5437～5439

(代 表) 03-5253-5111

FAX 03-5353-5443

E-mail <http://www.soumu.go.jp/sosiki/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 結果報告書等は、総務省ホームページからご覧いただけます。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html